

○厚生労働省告示第三百七十号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十条第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二类医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の生薬及び動植物成分の項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

無機薬品及び有機薬品の項第二十五号中「。ただし、口腔内貼付剤に限る。」を削る。

生薬及び動植物成分の項第五号中「センナ」の下に「（別名センナヨウ）」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 ブシ（別名加工ブシ又はハウブシ）。ただし、外用剤並びに漢方処方に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤（解急蜀椒湯、四逆加人参湯、四逆湯、真武湯及び伏苓四逆湯に限る。）を除く。